

令和4年2月4日

市立学校の保護者の皆様へ

和泉市教育委員会
教育長 小川 秀幸

「和泉市 新型コロナウイルス対策に関する市立学校の臨時休業の基準」の
改定（Ver. 5.1）について

平素は本市立学校における教育活動の充実に向け、ご理解ご協力をいただき
ありがとうございます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染拡大が依然続く中、本市においても予
断を許さない状況であります。臨時休業の基準について、令和4年1月27日
に、Ver. 5に改訂しましたが、り患者や濃厚接触者の療養期間について変更が
あり、改訂（Ver. 5.1）しましたのでお知らせします。

今後の本市立学校の対応についてはこれまで以上に感染防止対策を徹底して
まいりますので、ご家庭におきましてもご理解ご協力をお願いいたします。

記

【り患者の療養期間について】

- ・発症者
発症日から10日以上経過、かつ症状軽快から72時間以上経過するまで
- ・無症状者
検体採取日から7日以上経過するまで

【濃厚接触者の療養期間について】

- ・感染者と最後に濃厚接触した日から原則7日間

※なお、療養期間については、欠席ではなく、出席停止扱いとします。

市ホームページにも掲載しています。

※裏面の大阪府作成のフローチャートも参照してください。

【裏面】



新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ ～保健所からの連絡や療養についてフローチャート～



濃厚接触の可能性のある方への対応

【濃厚接触の判断】

陽性者の感染可能期間中^(※2)に、①または②の接触があった者

①車内等で長時間(1時間以上)の接触

②手で触れる距離(目安として1m)でマスクなしで15分以上の接触(仕事中、休憩時間等も含む)

※2 陽性者が有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は陽性となった検体採取日の2日前から療養解除されるまでの期間

【あなたと濃厚接触した可能性がある方に、次の3つをお伝えください。】

①自宅待機・外出自粛
陽性者との最終接触日から7日間

②健康観察
陽性者との最終接触日から10日間
(1日2回の体温測定が目安)

③検査
無症状:検査せず、自宅待機
有症状:速やかに医療機関を受診

○大阪府ホームページ『陽性者と濃厚接触の可能性のある場合の対応について』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinoukoujigyou.html>



(QRコード)